

江別市窓口改革実現に向けた BPR 支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要項は、江別市窓口改革実現に向けた BPR 支援業務の委託に当たり、優れた創造性や高度な技術力、豊富な経験等を有する企業を広く募集し、最も適切な者を当該委託業務の受託候補者として選定することを目的とする。

2 業務概要

- (1) 委託件名 江別市窓口改革実現に向けた BPR 支援業務委託
- (2) 業務内容 江別市窓口改革実現に向けた BPR 支援業務委託仕様書（案）のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和9年3月19日まで
- (4) 提案上限額 7,370,000 円（消費税及び地方消費税の金額（税率として10%）を含む）

3 事務局

江別市 総務部庁舎建設推進室（庁舎建設推進担当）
住 所：〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地（本庁舎2階）
電 話：011-398-9935
E-mail：chousha@city.ebetsu.lg.jp

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者（以下「参加希望者」という。）は、次に掲げる全ての条件を満たす単独企業又は企業グループとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 公募の日から審査の日までのいずれの日においても、競争入札参加資格関係事務取扱要綱（平成2年4月1日市長決裁）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 江別市暴力団排除条例（平成25年条例第38号）第7条第1項に規定する暴力団関係事業者等でないこと。また、役員等が同条例第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を含む。）でないこと等、経営状態が著しく不健全でない者であること。
- (5) 国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと。
- (6) 令和3年度以降の自治体における同様の業務の受託実績を有していること。（グループで参加する場合においては構成員のいずれかが令和3年度以降の自治体における同様の業務の受託実績を有していること。）

5 審査概要

事務局において、参加希望者の参加資格の確認等を行うとともに、市職員7名で組織される江別市窓口改革実現に向けたBPR支援業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、技術提案書を提出する者（以下「技術提案者」という。）の提案を審査し、第1次審査と第2次審査の合計点が最も高い者を最優秀者、次いで合計点が高い者を優秀者として、各1者選定する。

(1) 第1次審査（20点満点）

事務局において、事業者概要書（様式第4号）に基づき参加希望者の参加資格の確認及び実績を審査し、令和3年度以降の自治体における同様の業務を契約締結し履行完了した実績について最大20点を配点する。

なお、参加希望者が5者以上の場合、第1次審査の上位5者を技術提案者として選定する。

(2) 第2次審査（180点満点）

選定委員会において、江別市窓口改革実現に向けたBPR支援業務委託プロポーザル方式選定基準表（別表1。以下「評価基準」という。）に基づき、技術提案書のプレゼンテーションを審査し、最大180点を配点する。

(3) 選考スケジュール（予定）

内容	日程
実施要領等の公表	令和8年5月26日（火）
参加表明書等に関する質問受付期間	令和8年5月26日（火）から 令和8年6月2日（火）まで
質問への回答	令和8年6月9日（火）
参加表明書等の提出期限	令和8年6月12日（金）
参加資格可否決定通知書送付	令和8年6月19日（金）予定
技術提案書の提出締切	令和8年7月9日（木）予定
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和8年7月16日（木）予定
受託予定者選定結果の通知	令和8年7月23日（木）予定
契約締結	令和8年7月下旬

6 参加表明書等の提出

参加希望者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ①参加表明書（様式第1号）
- ②構成員調書（様式第2号）※グループで応募する場合

- ③委任状（様式第3号）※プロポーザル参加に関して、支店等に委任する場合
- ③事業者概要書（様式第4号）
- ④令和7・8年度江別市競争入札参加資格社登録名簿に登録されていない者の場合、次に掲げる書類（写し可）
 - ア 履歴事項全部証明書
 - イ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）（直近2年度決算分）
 - ウ 国税等の納税証明書 その3の3（法人税及び消費税及地方消費税）
 - エ 市税の納税証明書（法人市民税及び固定資産税）

※本市で課税がある場合（本市に本店・支店・営業所がある場合等）は本市が発行する納税証明書を、本市で課税がない場合は本店所在地の市町村が発行する完納証明書又は法人市町村民税の納税証明書を提出すること。

※ア、ウ、エに掲げる書類については、申請時において発行から3ヶ月以内であるものとし、ウ、エは滞納の記載がないものに限る。

- ⑤業務の実施体制、組織体制図（様式任意。工程表、人員配置、連絡体制、プレゼンテーションへの出席者を明記すること（「9（1）プレゼンテーションの実施」参照）

（2）提出期限

令和8年6月12日（金）午後5時まで（必着）

（3）提出場所

江別市役所 総務部庁舎建設推進室（庁舎建設推進担当）
〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地（本庁舎2階）

（4）提出方法

持参または郵送とする。

持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除き、平日午前9時から午後5時までを受付時間とする。郵送の場合は配達証明付書留郵便とし、提出期間内に必着とする。

なお、配達証明付書留郵便以外での郵送は受け付けないものとする。

7 参加資格審査結果

事務局において、参加希望者の参加資格の確認等を行い、全ての参加希望者へ参加資格審査結果を令和8年6月19日（金）までに電子メールで通知する。

技術提案者として通知する者には、技術提案書で使用するアルファベット1文字を併せて送付する（「8（2）技術提案書」参照）。

8 技術提案書の提出

技術提案者は次のとおり書類を提出すること。

（1）提出書類

- ①技術提案書
- ②提案見積書（様式任意）

（2）技術提案書

技術提案書は、評価基準の内容を踏まえた上で作成すること。

技術提案書の様式は、A4サイズ横向き、各ページの右上に「7 参加資格審査結果」で伝えたアルファベット1文字を全ページに挿入すること。

選定委員会で印刷し閲覧する可能性があるため、パワーポイント等で資料を作成する場合、A4サイズの比率（297mm×210mm）で作成すること。

(3) 提案見積書(様式任意)

提案見積書の標題を「江別市窓口改革実現に向けたBPR支援業務委託提案見積書」として、「7 参加資格審査結果」で伝えたアルファベット1文字、合計金額、提案内容に示された業務に係る経費の積算内訳（数量含む。）についても記載すること。

なお、提案見積書にて提示された金額は、公募型プロポーザルにおいてのみ使用し、契約事務における見積書として使用しない。

(4) 提出期限

令和8年7月9日(木)まで

(5) 提出方法

電子メールで送信又はDVDで郵送すること。

(6) 提出先

江別市総務部庁舎建設推進室(庁舎建設推進担当)
〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地(本庁舎2階)
E-mail chousha@city.ebetsu.lg.jp

(7) 注意事項

- ①提出書類は、提出期限後の差替え、再提出及び追加を認めない。
- ②提出された書類（データ含む）は、返却しない。

(8) 提出辞退

参加辞退を希望する場合は、技術提案書提出期間内までに「公募型プロポーザル参加辞退届（様式第5号）を提出すること。なお、辞退による不利益は一切生じない。

9 技術提案書の審査及び選定

(1) プレゼンテーションの実施

選定委員会において、技術提案内容をより理解するため、次のとおりプレゼンテーションを行うものとする。

①実施日

令和8年7月16日(木)

②実施場所

北海道江別市高砂町6番地 江別市民会館 21号会議室(予定)

③実施方法

プレゼンテーションへの出席者は、「6 参加表明書等の提出(1)⑤ 業務の実施体制、組織体制図」に記載された者の内、3名以内とする。

1者の持ち時間は40分以内(提案30分以内、質疑応答10分以内)とし、追加の資料提出は認めない。

④その他

実施日時やプレゼンテーションの順番等の詳細については、別途通知する。

- (2) 審査結果の通知
審査結果は、技術提案者全員に通知する。

10 質問の受付及び回答

本件に関する質問は、参加表明書及び技術提案書の作成に係る質問に限るものとし、配点表及び審査に関する質問は受け付けない。

- (1) 提出期限
令和8年6月2日（火）午後5時まで
- (2) 提出方法
E-mailで送付（様式は任意）することとし、持参、口頭及びFAXでの質問は受け付けない。
- (3) タイトル
E-mailの標題に「江別市窓口改革実現に向けたBPR支援業務委託公募型プロポーザル質問票（事業者名）」と明記すること。
- (4) 提出先
江別市 総務部庁舎建設推進室（庁舎建設推進担当）
E-mail：chousha@city.ebetsu.lg.jp
- (5) 質問に対する回答
質問及び回答は、質問者名を伏せた状態で令和8年6月9日（火）までに市ホームページにて質問内容とともに掲載する。ただし、質問内容が本プロポーザルの評価等に影響を及ぼす恐れがある場合は、回答できない旨をホームページ上で周知する。なお、質問により本実施要領及び仕様書に変更が生じた場合は、回答をもって周知したものとす。

11 失格要件

希望者に次の行為があった場合は、失格（選定対象からの除外）とする。

- (1) 提出書類がこの実施要領等の提出方法に適合しない場合
- (2) 提出書類がこの実施要領等に示された条件に適合しない場合
- (3) 虚偽の内容が記載されている場合
- (4) 審査の公平を害する行為又は信義に反する行為があった場合
- (5) 選考委員会委員又は担当窓口関係者に対し、この業務に関する助言を求めたり不正な接触を行った場合
- (6) 他の提案者と応募提案の内容またはその意思について相談した場合
- (7) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為をした場合

12 契約の締結

市と最優秀者（受託候補者）は、業務実施の詳細について協議を行い、合意に達した場合は随意契約の方法により契約を締結する。なお、最優秀者との協議が合意に達しない場合は、優秀者（次点者）と同様の協議を行うものとする。

13 その他の事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明書及び技術提案書等に要する作成経費及び旅費等の必要経費は、全て参加希望者の負担とする。
- (3) 参加表明書及び技術提案書等の提出書類は返却しない。
- (4) 本プロポーザルについて、技術提案者が1者の場合であっても、選定委員会において技術提案書等の内容の審査を行い、選定の判断を行う。
- (5) 審査の経緯及び結果についての異議申立は受け付けない。